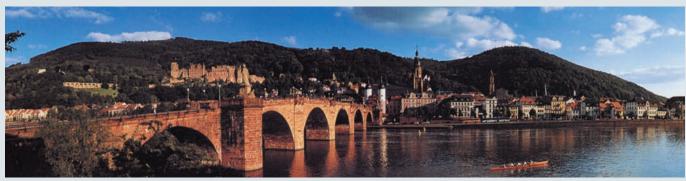


**Deutsche Europe Income Open** 

# ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型投信/海外/債券







- ●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ●当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託 説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

## ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 359 号ホームページアドレス

https://funds.dws.com/ja-jp/

電話番号 03-6730-1308

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

三菱UFJ信託銀行株式会社

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月14日に関東財務局長に提出しており、2025年11月15日にその効力が発生しております。

- 1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者から販売会社にご請求 いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を 行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

#### <商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 <b>ヘ</b> ッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託 証券(債券))	年4回	欧州	ファミリー ファンド	なし

- ※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

#### <委託会社の情報>

委	託	会	社	名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設	立	年	月	日	1985 年 7 月 8 日
資		本		金	3,078 百万円 (2025 年 9 月末現在)
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額					866,827 百万円(2025 年 9 月末現在)

## 投資信託の基礎知識

(注)本ページは投資者の皆様に投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

## 投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



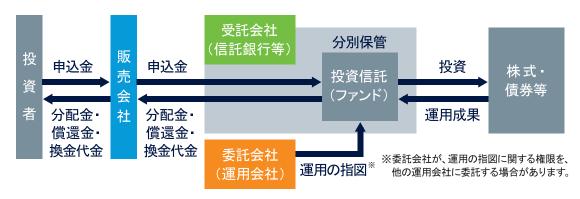
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。 運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や 運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

## 投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて 実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



#### 留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行う ことを基本とします。

### ファンドの特色

(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

1

### 欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

- ■ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
- ■主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- ■インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。
- ■ブルームバーグ汎欧州総合インデックス\*1 (円ベース ヘッジなし) をベンチマーク\*2 とします。
- ※1 「ブルームバーグ®」及び「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス」は、Bloomberg Finance L.P. 及び、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはドイチェ・アセット・マネジメント株式会社とは提携しておらず、また、同社が運用する商品等を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、同社が運用する商品等に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。
- ※2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、欧州の債券市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

#### 主要投資対象国は以下の通りです。

<ユーロ導入国(20ヵ国)>

ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スロベニア、マルタ、キプロス、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア

<その他の投資対象国>

イギリス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー

(主要投資対象国の現地通貨)

ユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローナ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ

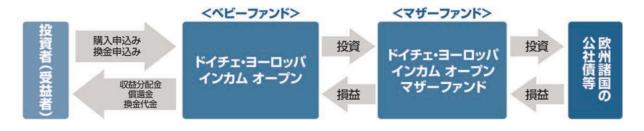
- (注1) 上記主要投資対象国は、2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。
- (注2) 上記主要投資対象国以外の公社債にも、別途定める割合の範囲内で投資することがあります。 また、上記主要投資対象国の現地通貨以外の通貨にも、別途定める割合の範囲内で投資する ことがあります。これらの割合は投資環境等に応じて適宜変更されることがあります。

## 2 ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持する ことを目指します。

- BB格相当以下の銘柄の投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下に留めます。
- ■公社債への投資に当たっては、原則としてB格相当以上の債券とします。
- (注1) 格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を 用います。
- (注2) 複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

## 3 ファミリーファンド方式\*で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者 から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資 して実質的な運用を行う仕組みです。

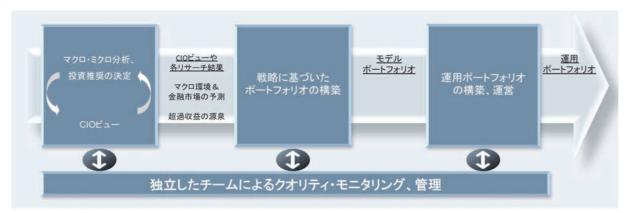


- 4 3ヵ月毎(原則として2月、5月、8月、11月の各15日\*1)に決算を 行い、収益分配を行います。
  - ■原則として利子・配当収入を中心に、安定的に分配を行うことを目指します。※2
  - ■分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
  - ※1 当該日が休業日の場合は、翌営業日とします。
  - ※2 運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。
  - (注) 収益分配方針については、後記「分配方針」をご参照下さい。
- マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインターナショナル GmbH に委託します。
  - ■DWSインターナショナル GmbH はDWS グループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。



## 実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行い ません。

#### <運用プロセス>



#### ミクロ分析



- (注1) 上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。
- (注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。
- (注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <主な投資制限>

- ①株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

#### <分配方針>

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。
- (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 2 投資リスク

#### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

#### ①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト (債務不履行) が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落(価格がゼロとなることもあります。) し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ③為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### 4)カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に 急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を 売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファ ンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

### その他の留意点

- ・マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を 受けることがあります。
- ・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### リスクの管理体制

- ・委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・ 法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッ ティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じてい ます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモ ニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流 動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

#### (参考情報)

## 当ファンドの年間騰落率及び分配 金再投資基準価額の推移 ※1.※2

(2020年10月~2025年9月)

## 当ファンドと代表的な資産クラス との年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

(2020年10月~2025年9月)





- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金(税 引前)を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合 があります。
- 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したもの として計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。 ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
- ※3 2020年10月~2025年9月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産 クラスについて表示したものです。
- 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日 本 株:TOPIX(配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BP I 国債

先進国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーグローバル (除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・

ダイバーシファイド(円ベース) (注1) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換 算しております。

#### 各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研また は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXにかかる標章または商標に関す るすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または 中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCIイ ンク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他-切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権 利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NF RC」といいます。)が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFRCに帰属します。 なお、NFRCはNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の 事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーグローバル(除く日本)及びJPモルガン・ガバメ ント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co. の子会社である J. P. Morgan Securities LLC (以下「J. P. Morgan」といいます。) が算出する債 券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J. P. Morgan は、インデックス及 びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブ インデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及 びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示 に、表明または保証するものではありません。

## 3 運用実績

基準日: 2025 年 9 月 30 日

## 基準価額・純資産の推移 (2015/10/1~2025/9/30)

## 分配の推移



1万口当たり、税引前				
2025年 8月	40 円			
2025年 5月	40 円			
2025年 2月	40 円			
2024年11月	40 円			
2024年 8月	40 円			
設定来累計	8, 830 円			

- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。 なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。 ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

## 主要な資産の状況

#### マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	銘柄	種類	国	償還日	クーホ°ン(%)	格付	比率(%)
1	フランス国債	国債	フランス	2038/10/25	4.000	AA-	0.9
2	ハンガリー国債	国債	ハンガリー	2027/10/10	1.750	BBB	0.9
3	イタリア国債	国債	イタリア	2027/1/15	0.850	BBB+	0.9
4	イタリア国債	国債	イタリア	2028/2/1	2.000	BBB+	8.0
5	イギリス国債	国債	イギリス	2034/7/31	4.250	AA-	0.8
6	ドイチェ・ファンドブリーフバンク	事業債	ドイツ	2028/9/1	3.250	BBB-	0.7
7	ハンガリー国債	国債	ハンガリー	2026/4/28	1.125	BBB	0.7
8	スペイン国債	国債	スペイン	2037/1/31	4.200	Α	0.7
9	イギリス国債	国債	イギリス	2027/12/7	4.250	AA-	0.7
10	イギリス国債	国債	イギリス	2032/6/7	4.250	AA-	0.7

#### マザーファンドにおける 通貨別構成比

通貨	比率(%)
ユーロ	79.2
イギリスポンド	14.4
スイスフラン	2.1
ポーランドズロチ	1.0
チェココルナ	0.9
日本円、その他	2.4

- ※1 格付は、Moody's、S&P、 フィッチのうち上位のも のを採用しております。
- ※2 比率はマザーファンドに おける組入比率です。

## 年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ※2 2025年は9月末までの騰落率を表示しております。
- (注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- (注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

# 4 手続・手数料等

## お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 5 営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分とします。 ただし、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問 合せ下さい。
購入の申込期間	2025 年 11 月 15 日から 2026 年 5 月 15 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 顧客 1 日当たり 10 億円を超える換金申込みはできません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合には、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消しまたは変更することができます。
信 託 期 間	設定日(2002年8月29日)から無期限とします。
繰 上 償 還	受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決算日	原則として毎年2月15日、5月15日、8月15日及び11月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収 益 分 配	年4回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000 億円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(毎年2月及び8月の決算日を基準とします。)及び償還時に交付運 用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA(ニーサ))の適用対象となります。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

#### <ファンドの費用>

投資	投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.75% (税抜 2.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報 提供等並びに購入受付事務等の対価です。				
信託		換金申込受付日の翌	営業日の基準価額に 0. 15%を乗じて得た額とします。			
投資	者が信託財産で間接的	川に負担する費用				
運用管理費用(信託報酬)		日々の信託財産の純資産総額に年率 1. 21% (税抜 1.1%) を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用(信託報酬) は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※マザーファンドの運用の指図を行うDWSインターナショナル GmbH に対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。				
		委託会社 0.55%	委託した資金の運用等の対価			
	配分(税抜) 及び役務の内容	販売会社 0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口 座内での当ファンドの管理等の対価			
		受託会社 0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価			
その他の費用・手数料		当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限とします。※信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年2月及び8月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。				

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <mark>20. 315%</mark>
換金 (解約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して 20. 315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2025 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### (参考情報)

## ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2025年2月18日~2025年8月15日)における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率		
1. 36%	1. 22%	0.14%		

<sup>※</sup>対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税 を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値です。

<sup>※</sup>詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。